

日吉津村パブリックコメント募集結果報告書

件名		都市計画法第34条第11号指定区域拡大（案）のパブリックコメント	
募集期間		2021年10月20日～2021年11月19日	
結果	提出者数	2人	
	意見数	7件	
	提出方法 内訳	・持参 2件・郵送 件・ファクシミリ 件 ・電子メール 件・電子申請 件・その他（ ） 件	
意見等の概要と実施機関の考え方			
整理番号	意見等の概要	実施機関の考え方	
1-1	指定区域の拡大とパブコメに取り組みられていることを大いに評価します。	ご意見を参考に、今後も必要に応じて指定区域を検討してまいります。	
1-2	拡大を検討する区域について、法指定を行う理由（必要性）及び想定される効果がどこにも明記してありません。	<p>日吉津村は全域が都市計画区域となっており、市街化調整区域においては、都市計画法第34条各号に該当するものでなければ建築することができません。</p> <p>鳥取県で「鳥取縣市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例」が制定されおり、平成21年9月に本条例に基づき、区域決定し、市街化調整区域においても、自己用住宅や兼用住宅の建築が可能となりました。</p> <p>現在日吉津村では空家が増加しており、今後も増加し続ける可能性がございます。市街化調整区域（今吉土地区画整理区域・都市計画法第34条第11号指定区域以外）の空家は、利活用できる方が限られており、空家の解消が進みにくい状況です。そのような区域を、都市計画法第34条第11号の指定区域とすることにより、今後の空家の利活用をスムーズに行いたいと考えております。</p>	
1-3	明記するか、個別に質問した場合には教えて下さるようお願いいたします。	内容の解釈に誤解が生じないよう、都市計画関連用語を多用し、理解しづらい面があったかもしれません。ご不明な点等ございましたら、役場へお問い合わせ下さい。	

様式第3号（第9条関係）

1-4	<p>今回拡大を検討する区域については住民の要望を聞いたのか否か、どのような方法で聞いたのか、公平性を確保するための留意事項は何だったのかを教えてください。</p>	<p>今回拡大を検討する区域について、住民の要望は伺っておりませんが、空家の利活用について相談を受けております。</p> <p>都市計画法第34条第11号指定区域は、区域指定する際の条件（農振農用地区域以外、大規模連たん区域、上下水道が揃っているなど）がございます。県との事前協議を行った上で、この条件を基に区域拡大案を作成しております。</p>
1-5	<p>要望を取捨選択したのか否か、どのような方法で行ったか教えてください。</p>	<p>今回拡大を検討する区域について、住民の要望は伺っておりません。</p>
1-6	<p>一連の手続きの法的な根拠を教えてください。</p>	<p>都市計画法第34条第11号指定区域拡大案作成後に「日吉津村都市計画審議会」の意見を伺い、「鳥取県市街化調整区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例」第3条の規定により、村長が県知事に申出し、県開発審査会の意見を聴いて定め、県が告示し、決定します。</p>
2-1	<p>今回の都計法第34条第11号指定区域拡大は空家利用のため適切な改正であると思います。</p> <p>今後も必要に応じて同様な改正は行うべきだと思います。</p>	<p>ご意見を参考に、今後も必要に応じて指定区域を検討してまいります。</p>
<p>素案修正概要</p>		
<p>変更前</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>問合せ先 : 実施担当課 : 日吉津村総合政策課 電話番号 : 0859-27-5954 ファクシミリ : 0859-27-0903 電子メール : sougouseisaku@hiezu.jp</p>		